

広島県告示第五十号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律〔平成六年法律第三十号〕第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。）第五十条の二の規定によって、次のとおり指定医療機関の所在地を変更した旨の届出があった。

平成二十三年十一月二十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

名称	所在地		変更年月日
	新	旧	
アイケン大野薬局	廿日市市大野中央三丁目二番三四号	廿日市市大野五〇九一番地九	平成一八年一二月四日